

## 令和8年度～10年度小和田地区基盤整備事業A工区盛土造成工事（ゼロ債務）に係る特則について

※特記仕様書と併せて添付

### 1 工事着手日

工事着手日は令和8年4月1日とします。

本工事は、「ゼロ債務負担行為」を活用した発注のため、前払金及び部分払の請求及び支払は、令和8年4月1日以降となります。準備工事以降、本格的な工事着手時期は当該工事範囲内の別工事進捗状況の影響を受ける場合があります。

### 2 契約保証

契約締結日（中川村議会議決の日）から工期の末日までの期間が契約保証の保証期間となります。

### 3 支払限度額及び出来高予定額

債務負担の行為期間は、令和8年度から令和10年度とし、契約金額に応じて、各年度の支払限度額及び出来高予定額（建設工事請負契約書約款第40条債務負担行為係る契約の特則）を算定し、通知します。

### 4 債務負担行為に係る前払金・中間前払金

前払金は、当該会計年度の出来高予定額の40%以内とし、中間前払金は、当該会計年度の出来高予定額の20%以内とします。

### 5 留意事項

#### （1）令和9年度以降の前払金等の支払

① 令和9年度以降の前払金については、出来高が、その前年度の出来高予定額に達するまで、前払金を請求することが出来ません。リニア対策室による出来高検査を受け、出来高が出来高予定額に達していることを確認した後、請求可能となります。

② 上記検査の結果、前年度分出来高予定額を超過した出来高額については、その次年度分出来高予定額から支出することができます。出来高払いの請求後に次年度分前払金を申請する場合は、前年度出来高予定額を超過した出来高金額を、次年度分出来高予定額から差し引いたうえで、前払金を算定します。

## (2) 計算例

### ① 契約日及び契約金額

・令和8年3月1日

・2億7千万円

・令和8年度出来高予定額 70,000千円 支払限度額 63,000千円

・令和9年度出来高予定額 100,000千円 支払限度額 90,000千円

・令和10年度出来高予定額 100,000千円 支払限度額 117,000千円

### ② 令和8年度前払金及び中間前払金

・令和8年度前払金 70,000千円  $\times 40\% = 28,000$ 千円

・令和8年度中間前払金 70,000千円  $\times 20\% = 14,000$ 千円

### ③ 令和8年度出来高払

・令和9年3月31日にリニア対策室に検査願いを提出、リニア対策室による出来高検査を実施、出来高相当額を80,000千円と認定した場合、

・令和8年度出来高予定額(70,000千円) <出来高額(80,000千円)

・出来高払請求可能額

$80,000\text{千円} \times 0.9 - 28,000\text{千円} - 14,000\text{千円} = 30,000\text{千円}$

・第1回出来高払

$63,000\text{千円} - 28,000\text{千円} - 14,000\text{千円} = 21,000\text{千円}$

残額 9,000千円 を令和9年度会計より支出

### ④ 令和9年度前払金

・ $(100,000\text{千円} - 9,000\text{千円}) \times 40\% = 36,400\text{千円}$